

職員の懲戒処分の実施について

令和8年1月22日の公務外において、窃盗の疑いで逮捕された職員に対して、下記のとおり懲戒処分を行った。

記

1 被処分者

所 属：かほく市消防署高松分署
役 職：主査
年 齢：38歳（処分日現在）
性 別：男性

2 処分年月日

令和8年2月20日

3 処分内容

停職3箇月
（地方公務員法第29条第1項第3号の規定による）

4 非違行為の概要

被処分者は、令和8年1月22日の公務外の時間帯において、窃盗の疑いで現行犯逮捕された。

その後の市の事情聴取の中で、被処分者は窃盗した事実を認めた。

このことについては、全体の奉仕者としての公務員の地位及び体面を傷つけ、消防職員のみならず、かほく市職員全体の信用を失墜させる行為に該当すると判断した。